

第4回情報法セミナー概要報告

京都大学大学院法学研究科博士課程

音 無 知 展

OTONASHI Tomohiro

2018年7月7日に、第4回情報法セミナーが京都大学で開催された。以下では、講演の内容及びその後のパネル形式の質疑応答（以下、「パネル」という。）の概要を報告したい。

まず、社会学者の西田亮介東京工業大学准教授から、「インターネット上の情報流通とその社会的諸課題——情報過剰の時代とアノミー、政治の情報化、『公共的な情報流通』の再定義」という題でご講演いただいた。

(1)情報過小の時代と社会を前提に構築されている既存の社会制度や行動規範が、情報過剰の時代を迎えたことで情報過剰のアノミーに直面していると西田准教授は指摘する。情報過剰のアノミーとは、社会実態、メディアの力学、信頼感が同時に変化し、政治も積極的に生活者に対する新しい介入を試みることで、生活者の共通地平が不透明になり、予見可能性が低下する結果、不安感と混乱、社会規範の揺らぎが招来されている状態を指す概念である。彼によると、その情報過剰のアノミーは、民主主義にも波及しているという。すなわち、共同幻想である「公共性」が、人々の接するメディアや情報が多様化することによって形成が困難になっており（例：「朝日新聞がエリートの公共言論空間だ。」というようなことが妥当しなくなっている。）、その結果として、規範や制度についての合意が国民全体で得難くなっているのではないか、ということがまず指摘された。また、フェイクニュース問題の発生や、いわゆる非民主主義国による民主主義国に対する介入（シャープパワー等）とそれを可能にする情報技術の普及、メディアに対する攻撃は避けるべきだという従来の「共通認識」を無視する政治家の台頭なども、情報過剰のアノミーと民主主義を巡る問題として位置づけられていた。

影響力の大きいマスメディアが複数存在し新聞にも未だ権威が残っている一方で、ネットに対する不信感が払拭されておらず相対的にネットメディアが弱い、という日本のメディア環境の特徴が説明され、近年このメディアの力学が大きく変化しているとして、ここでも情報過剰のアノミーが生じているのではないかと

の指摘がされた。

また、情報の受け手・リテラシーの問題も取り上げられ、情報過剰の時代にあって、「懐疑と啓蒙」を主張するメディアリテラシー論の実践上の限界を指摘していたのが印象的であった。

次に、(2)政治の情報化に移り、まず「イメージ政治」（有権者が、知識や論理にもとづいて理性的に政局を認識することができず、また政治も印象獲得に積極的に取り組むことで、「イメージ」によって政治が駆動する状態）という概念を提示した上で、自民党の情報化を中心に、近年の政党の情報戦略の一端が豊富な資料とともに紹介された。若い議員が多い政党では、メディアの情報などで世論を分析し、支持を集めやすい発言の指針をアドバイスするなどして、議員を支える工夫もされているようである。

最後に、(3)情報過剰のアノミーの下で、誰が・どのように・どのような規制の下で「公共的な情報流通」を担うべきか、そもそも「公共的な情報流通」とは何か、という問いが提示された。そして、その問いに対して、情報量やメディア自体が少なかった時代に大所高所から規範を提示してきた従来のジャーナリズムを「規範のジャーナリズム」と規定し、これからは情報量やメディア自体が増え情報が錯綜する時代に対応することが求められるため、情報の整理・分析を通じて「意図と構図、文脈」を受け手に提示する「機能のジャーナリズム」へと移行していくことが望ましいのではないかという展望が示された。

パネルでは、非テキストSNSなどの脊髓反射誘発的な情報の流通にも懸念・関心が共有された。日本でのインターネットへの信頼度に関する質問に、日本ではインターネットへの信頼度が低めとはいえ、実用性を評価している利用者は多いのだとの応答があるなど、社会学の知見への参加者の関心が見受けられた。

次に、楊井人文弁護士／NPO法人ファクトチェック・イニシアティブ事務局長から「フェイクニュースとファクトチェック～今後の議論のための整理として～」という題で、ファクトチェック概念についてのご講演をいただいた。まず、今日の日本では、ファクト

チェック概念自体にすれ違いがあり、議論が噛み合っていないがゆえにファクトチェックについての議論も深まらない、という楊井弁護士の問題意識が示された。「ファクトチェックは情報発信前の事実確認であり、フェイクニュースに対抗するのがファクトチェックである」という捉え方を、生産的な議論の土俵の構築という観点から、いずれも否定する。フェイクニュース概念から検討に入り、そもそも、フェイクニュースというと日本では、個人による事実と異なるツイートなどが代表例のように語られることがあるが、英語圏では「報道を装っている」という要素が含まれている言葉だという。そして① Misinformation（事実と異なる、不正確な情報）、② Disinformation（意図的／操作的な虚偽・不正確情報）、③ フェイクニュース（捏造／ニュース偽装）として、3つの概念を規定したとすると、①の中に②が含まれ、②の中にさらに③が包摂される、という概念関係になる。ファクトチェックが① Misinformation を対象とするのであれば、③に該当するかどうかはひとまず問題にならず、外縁が不明確で、かつ、情報提供者の主観的意図の事実認定が困難であるような③フェイクニュースという概念は、むしろ混乱を招きかねないものであるから使用を避けるほうが望ましいと楊井弁護士は提案する。

では、ファクトチェックとは何か。それは、既に公開されている第三者の言説／情報（基本的にテキスト情報）の真偽・正確性を検証し、発表する営みである、という。日本の新聞関係者が用いる「事実確認」という類似概念は、何らかの発表前の調査過程で、事実かどうかを確認する作業であって、事後的なファクトチェックとは異なるのだという。報道とファクトチェックは他にも、①情報源に関して、前者は非公開・匿名情報も可であるが、後者は原則公開情報を活用する、②証拠について、前者は明示しなくてもよいが、後者は必ず明示するといった違いがある。以上のようにファクトチェック概念を整理することで、議論がより生産的なものになるはずだと期待が示されていた。

また、Misinformation が拡散するプロセスについても視線が向けられ、拡散させる行為の無視できない影響力に対する注意が喚起された。

講演では、ファクトチェックの実例が交えられながら説明がされたが、新聞社の、「解散で失職した議員は、新党成立の際に要件となる『議員五人』の中にカウントできない」とする誤情報や、「真珠湾を現職首相として安倍首相が初訪問した」とする誤情報など興味深いものが多かった。

最後に、ファクトチェックの在り方への思いも語られた。EUでは、フェイクニュース規制の動きが高ま

り、EUの公的組織がニュースの真偽を検証しているという。その点について、公的規制は必要なのかを問い、市民が自立的に、しかし、今よりももっと組織的・体系的に行っていくべきではないか、との主張がされた。

パネルでは、ファクトチェック事業の自立的な運営可能性やそれに関連した持続可能性に関する質問があり、世界的に見ると大きな財団が巨額の資金を投じて非営利モデルで行われていることが多く、まだビジネスとして自立運営できている組織は少なく、今後増えていくかも不明だと応じていた。ファクトチェックは地味になりがちで、克服しようとインパクトを求めると表現などの正確性を欠きかねない、というジレンマを抱えているようだ。また、ファクトチェックでいう「ファクト」とは何か、という問いに対しては、客観的証拠で立証できるものが「ファクト」に当たると考えていると応じ、これは、ファクトチェックの在り方にも関わる非常に重要な点だとの認識を示していた。

その後、上瀧浩子弁護士から、「インターネット上でのヘイトスピーチ」という題で、自身が関わったヘイトスピーチに対する訴訟に関連する事柄を中心にご講演いただいた。まず、「ヘイトスピーチ」概念は、差別的かつ扇動的な名誉棄損表現の実態を適切に示すことができる、との認識とともに、ヘイトスピーチの害悪が多岐にわたることが示された。

次に、表現の自由とヘイトスピーチの関係について、それが単純な対立関係にはないことが示された。人種差別撤廃委員会も言及しているようであるが、表現の自由といってもマイノリティの表現の自由とマジョリティのそれを一口に論じることはできず、ヘイトスピーチがある社会においては、マイノリティの表現の自由は抑制されること（沈黙効果）を考慮すべきだとし、表現の自由の保障において主体間の差異を具体的に考慮せず一律に論じる傾向がないかと注意が喚起された。つまり、社会の中での力の傾斜が、マイノリティの発信力の差として生じ、マイノリティの持つ意見などの情報が公表情報のプールから疎外される要因ともなっているのではないか、ということである。この点について、マスメディアという社会的強者の表現の自由は語りうるものの、マスメディアの情報独占を問題とし、個々の市民の側の表現の自由が知る権利として再構築されたことがあるという経験を指摘し、ヘイトスピーチについてもそのような再構築の理論的可能性を上瀧弁護士は示唆していた。

まとめサイトの記事に対して損害賠償を求めた事案（大阪高判平成30年6月28日平成29年（ネ）第2903

号損害賠償請求控訴事件)においては、まとめサイトは表現行為か否かが争点となったが、引用の対象選定、引用方法、編集方法などはまとめサイト上の記事の作成者に委ねられているのであり、新たな表現行為であると裁判所が判断したというのが興味深かった。近年、まとめサイトはマスメディア的機能を持ち始め、広告収入という営利的誘因をまとめサイト運営者に与えている状況が生じているようだ。そのため、専ら営利目的で運営されているサイトもあるようで、上記の事案もその典型だと上瀧弁護士は指摘していた。営利を追求するためにサイト訪問者の増加に努力するまとめサイトの影響力は大きく、上記事案で問題になったまとめサイトへの一日のアクセス数は80万人弱と想定され、原告に関する記事のTwitterでの拡散数は13,979に上り、当該まとめサイト閲覧者からのネット上での嫌がらせが殺到し、生活への影響も生じたという。いつ誰に加害されるかわからないという不安を抱え、予防措置を講じるために費やした労力も大きな負担となったようだ。

どう対応するか。営利目的の主体に対しては、営利を得られないようにするのが効果的だという。具体的には、人種差別的なまとめブログに広告を出さない企業の自主的な取組、及び、どの企業が差別的なブログに広告を出しているのかをチェックする市民活動が挙げられていた。この点につき、パネルでは「言論に対しては言論」が本筋のはずで、マスメディアを含む情報発信者が多く依存する広告主という依存元を標的にするのは適切なのか? という疑問が呈された。これに対して、私人である市民が広告主にアプローチすること自体は、広告掲示を国家が強制的に禁止するのとは異なり広告主の自主的な判断に委ねられているため問題ないのではないか、また、「言論には言論を」は相手方を尊重し認め合うのが前提ではないか、との応答がされた。後者について、「お前はゴキブリ、死ぬ、出ていけ」に対して、「私はゴキブリではない!」と言っても、生活の安全などは守れないのではないか、差別はなくなるのではないかと、との指摘もあり、考えさせられた。

営利目的でない場合には、個人が標的になった場合は、民事・刑事の法的手段に訴えることになるが、個人を標的にしない場合が問題だという。これについては立法による法的規制(法律・条例)、行政によるインターネットの監視、企業のガイドライン・遵守事項等による自主的取り組みといったものの在り方について慎重に議論していくべきだと結論付けていた。

パネルでは、ヘイトスピーチにおいて人種差別は、名誉棄損・侮辱という不法行為類型の中で悪質性とし

て考慮され、女性差別及び人種差別のような複合差別が認定されると、悪質性が高まり賠償金額が高まると考えられる、との整理が質疑応答を通じて明確に示され理解が深まった。

最後に、宍戸常寿東京大学教授から、「海賊版サイトのブロッキング問題」という題で、ご講演いただいた。まず、(1)上記問題の経緯について説明がされた後、(2)法的議論の焦点として、ブロッキングをISPに行わせることが通信の秘密とどう関係するのか、について説明がされた。政府のISPに対する要請には、看過できない点がある、と宍戸教授は以下のように指摘する。まず、政府は3サイトの遮断が緊急避難に当たるとは明言していない。また、自主的措置とはいえ政府に対する忖度を求めておりどこまで自主性があるのか疑わしい。さらに、3サイトに限定しているとはいえ、なぜその3サイトなのか理由は不明確で、ブロッキングの許容範囲が明確でない。

それを踏まえて、説明が進む。一般に、通信の秘密の保護の範囲については、憲法21条2項後段と電気通信事業法4条1項において同一と解されており、通信の内容のみならず、通信の外形的事項までも含まれると解されているようである。通信の秘密の侵害態様として、知得、窃用、漏洩の3類型が示され、それらについては利用者の同意又は正当化がない限り違法であり刑事罰も用意されていることが指摘された。電気通信事業者であるISPは、通信サービスを提供するために必要な行為として上記の知得・窃用行為を行っており、それについては正当業務行為(刑事だと刑法35条)として違法性が阻却されるのだという。それに対して、ブロッキングは通信サービスを提供する業務行為ではなく、著作権保護を目的とした行為であるため正当業務行為による違法性阻却は困難であると考えられており、別の違法性阻却事由が必要となるという。①通信の秘密と②正当業務行為による違法性阻却によって、安全な通信網が提供されているのであるが、ブロッキングは、①から②を差し引いて得られる「通信サービスの提供という目的から外れて、通信情報を知得・窃用されない利益」を全通信利用者について制約することになるのだと指摘する。それゆえ、ブロッキングの不明確な形での許容は、通信サービスの提供に必要とはいええない別の目的による通信情報の知得・窃用・漏洩の無制限な拡大に繋がりがかねないという問題意識が提示された。

最後に(3)これまでの検討及び今後の観測として、①現行法の下での可能な法的措置の検討の必要性、②関係事業者によるフィルタリングなどの自主的取組の推

進の重要性、③ブロッキングを立法するならば、(a)立法事実の調査の必要性、(b)フェイクニュースなど他の事項を対象とするブロッキングの要請への影響を考慮する必要性、(c)制度設計という大きな枠組みで捉える必要性、が挙げられた。特に③(a)については、ブロッキングは手法次第で回避手段があり、回避困難な手法を採るとISPなどの通信事業者側のコストが過大になるという問題があるようだ。それに関連して③(c)制度設計という視点に立って、利害関係者の利益と負担を全体としてどう調整するのかといった著作権保護の法制度全体の検討や、権利侵害に加担している海外事業者に対する民事訴訟・執行法上の手続整備や、関連する刑事法の検討も避けられないとする。ブロッキングは、リーチサイト対策などと並ぶ一つの方法であり、ブロッキングありきではなく大局的に制度設計をする重要性が強調されていた。

通信の秘密とは何かについてもより一層検討が必要であり、それは強すぎても弱すぎても支障が生じるものであり、法的インフラの問題なのではないかとの理解が示された。

パネルにおいては、児童ポルノと海賊版サイトのブロッキングの在り方について質問があり、両方とも明確で厳格な要件の下で立法することが望ましいとの認識が示された。

全体としてパネルでは、多くの質問が寄せられ、時間の都合ですべてに回答することができないほどであった。また、紹介できず残念であるが、同じ質問に対して4人の講演者がそれぞれの視点から応答し議論が展開されるなど、各講演を横断した議論に、各講演テーマの関わり合いを強く意識させられた。